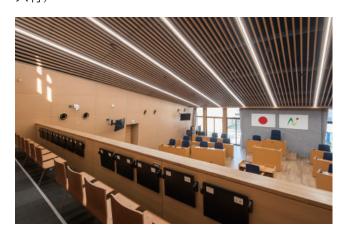
# ໑ 議会・選挙

## 議会

議会事務局 庶務係 20287-92-1170

## 傍聴のご案内

議会には、年4回(3月、6月、9月、12月)の定例 会と、必要に応じて招集される臨時会があり、本会 議を傍聴することができます。傍聴される方は、本 会議当日、議場入口の受付で、住所・氏名をご記入 ください。(定員25名※車椅子利用者の専用スペー ス有)



## 請願・陳情について

行政についての意見や要望などを「請願」「陳情」 という形で議会に提出することができます。請願に は、議員の紹介が必要となります。陳情には、議員の 紹介を必要としません。請願書・陳情書には、特に定 められた書式はありませんが、趣旨および理由、提 出年月日、提出者の住所および氏名を記入し、押印 して議長宛に提出してください。

## 「議会だより なかがわ」について

年4回、5月・8月・11月・2月の10日に発行してい ます。定例会の結果、一般質問の内容、各委員会等 の議会活動を掲載し、町広報紙とともに各世帯へ配 布しています。

## 「議会報告会」について

議会では、町民の多様な意見を町政に反映する ため、毎年「議会報告会」を開催し、議会活動の報 告や意見交換を行っています。



## 投票の方法

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所において投 票することを原則としています。

#### ◆代理投票

病気やけがなどで投票用紙に文字を記入できな い場合は、投票事務従事職員が選挙人の指示に従っ て、候補者の氏名を代筆する代理投票をすることが できます。

#### ◆点字投票

目の不自由な選挙人で、通常の文字が書けない人 には点字による投票が認められています。

## 投票日に投票所で投票できない場合

#### ◆期日前投票

投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭等の用務があ り、投票に行けないと見込まれる方は、期日前投票 をすることができます。期日前投票期間は、公示日 または告示日の翌日から投票日前日までの間で、投 票時間は午前8時30分から午後8時までです。

#### ◆不在者投票

投票日当日に名簿登録地以外の場所に滞在して いる方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で不 在者投票ができます。また、都道府県選挙管理委員 会が指定する病院や老人ホームなどの施設に入院・ 入所している方は、入院・入所されている施設で不 在者投票ができます。

#### ◆郵便投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている選 挙人で、次のような障害のある方、または介護保険の 被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の方は 自宅などで郵便による投票ができます。

身体障害者手帳	障害名	障害の程度		
		1級	2級	3級
	両下肢、体幹、 移動機能の障害	0	0	
	心臓、じん臓、呼吸 器、ぼうこう、直腸、 小腸の障害	$\circ$	_	0
	免疫、肝臓の障害	0	0	0

		障害の程度			
戦傷病者手帳	障害名	特別 項症	第1 項症	第2 項症	第3 項症
	両下肢、 体幹の障害	0	0	0	
手帳	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓 の障害	0	0	0	0

<b>ヘギ/ロ吟の抽/ロ吟 サ</b> =T	要介護状態区分	
介護保険の被保険者証 	要介護5	

### 寄附の禁止

政治家(候補者、立候補予定者、現に公職にある 者)と有権者とのつながりはとても大切です。しか し、金銭や品物で関係が培われるようでは、いつま でたっても明るい選挙、お金のかからない選挙に近 づくことはできません。

三ない運動						
政治家は	有権者は	政治家から				
有権者に寄附を	政治家に寄附を	有権者への寄附は				
「贈らない」	「求めない」	「受け取らない」				

「贈らない、求めない、受け取らない」という「三な い運動」を行っています。

選挙の有無に関わらず、政治家が選挙区内の人に 寄附を行うことは、名義のいかんを問わず特定の場 合を除き一切禁止されています。

#### 禁止されている寄附(例)

- ×病気見舞い
- ×祭りへの寄附や差入れ
- ×地域の運動会などへの飲食物の差入れ
- ×結婚祝、香典(政治家本人が結婚披露宴、 葬式等に自ら出向いて行う場合は罰則が適 用されない場合がある。)
- ×葬式の花輪、供花
- ×落成式、開店祝の花輪
- ×町内会の集会や旅行等の催物への寸志や飲 食物の差入れ
- ×入学祝、卒業祝
- ×お中元、お歳暮